

基本目標① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

取り組む方向性 2 つながりをつくる

○第73回「社会を明るくする運動」の実施 【取組1)①】

- ・令和5年7月3日「社会を明るくする運動」堺市大会を開催し、総勢343名が参加した。
- ・作文コンテストについては、小・中学校の協力を得て実施している。小学生92編、中学生42編の応募があり、令和6年1月18日に表彰式を行った。



第73回「社会を明るくする運動」堺市大会
(令和5年7月3日@堺市総合福祉会館ホール)

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

○立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築 【取組2)①②】

- ・令和6年1月29日に実施された各都道府県の地域生活定着支援センターの管理者向けの研修において、講師として「重層的支援体制整備事業」に関する講義を実施。
- ・令和6年2月7日開催大阪高等検察庁主催の「再犯防止シンポジウム」にパネリストとして参加を予定している。
- ・本市に所在する「大阪法務少年支援センター（大阪少年鑑別所）」について、地域援助業務として「能力・性格の調査」や「問題行動の分析や指導方法等の提案」、「心理相談」等を実施している。このような専門的な知見による支援の幅を広げるため、本市の子ども・若者の支援機関で構成するネットワークへの参画。
- ・堺市内を帰住先として出所する薬物事犯者に、大阪刑務所が本市専門相談の情報を提供し、希望者には初回相談日を事前調整を(状況により入所中の面談を実施)。
- ・堺市の保護司、更生保護女性会を対象とした、薬物依存症に関する研修を令和6年2月20日に開催を予定している。

重点施策 [2] 更生支援の推進に関する取組

○立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築 【取組2)①②】

- ・大阪刑務所が実施する「社会復帰支援指導プログラム」に協力。
- ・大阪刑務所から依頼を受け、出所予定者数名に対し、出所後の生活に必要なことが予見される各種福祉制度について、市職員が説明。

(平成29年度～実施。令和2年度は中止)

(参考) 令和5年度実施状況

実施日	実施内容	説明課
令和5年11月8日	医療保険制度	医療年金課
	年金制度	医療年金課
	介護保険制度	介護保険課
令和5年11月10日	生活保護制度	生活援護管理課
	高齢者福祉制度	長寿支援課
	障害福祉制度	障害施策推進課

重点施策〔2〕 更生支援の推進に関する取組

○立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築 【取組2)①③】

・本市へ帰住を予定している満期釈放予定者及びその世帯が複雑化・複合化した課題を有しているため、重層的支援体制整備事業による支援会議を開催した。

参加機関

- ・南保健福祉総合センター生活援護課、地域福祉課
- ・堺市社会福祉協議会南区事務所
- ・南基幹型包括支援センター
- ・南区障害者基幹相談支援センター
- ・障害福祉サービス事業所
- ・障がい者グループホーム
- ・大阪保護観察所、大阪府地域生活定着支援センター（依頼機関）

対象世帯の情報を共有及び支援の方向性について協議し、課題の整理を行なった。結果、関係機関の役割分担ができ、対象世帯の必要な支援、出所後の支援について、支援チームが形成された。出所前に支援チームが形成されたこともあり、出所後の支援についてスムーズに移行できる体制が整えられた。

重点施策〔2〕 更生支援の推進に関する取組

－今後の課題・取組－

◎ 立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築【取組2)①②】

⇒立ち直り支援のためのネットワークについては、着実に広がりを作れており、個別支援が必要な者に対する調整など、具体的な事例に関する調整についても広がり始めている。今後は、より一層各関係機関同士のネットワーク構築を検討をしていく必要がある。